第二十八条第二項第二号中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第三十九条第五項中「第六条第一項第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　第六条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

第四十一条の十三第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の十三第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第四十一条の三十九第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第四十一条の三十九第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（保険業法の一部改正）

**第三十一条**　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項第三号」を「第三百三十一条第一項」に、「同号」を「同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第五十三条の二第一項を次のように改める。

第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項の規定は、相互会社の取締役について準用する。この場合において、同項第三号中「第二十号の罪」とあるのは「第二十号の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条、第五百五十条、第五百五十二条から第五百五十五条まで若しくは第五百五十七条の罪」と、「第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪」とあるのは「第六十九条の罪」と読み替えるものとする。

第五十四条の七第四項中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第百四十八条第四項中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の下に「（平成十八年法律第四十八号）」を加える。

第百七十四条第六項中「第三百三十一条第一項第三号」を「第三百三十一条第一項」に、「同号」を「同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第二百六十五条の十六第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二百六十五条の十六第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十五条の二十八第一項第八号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「（平成八年法律第九十五号）」を加え、同項第九号中「破産法」の下に「（平成十六年法律第七十五号）」を、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」の下に「（平成十二年法律第百二十九号）」を加える。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(3)中「会社法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）若しくは」を削り、「同法第三百三十一条第一項第三号」を「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号（取締役の資格等）」に改め、同項第二号ハ(1)を次のように改める。

(1)　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあっては、当該代理人が当該内閣府令で定める者、第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

第二百七十二条の三十三第一項第二号ハ(2)中「会社法第三百三十一条第一項第二号若しくは」を削り、「同法」を「会社法」に改める。

第二百七十九条第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百七十九条第一項第九号中「第一号から第六号までの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

第二百八十九条第一項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

第二百八十九条第一項第九号中「その役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までの」を「次の」に改め、「者のある」を削り、同号に次のように加える。

イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

(1)　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2)　第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者

ロ　保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

第三百八条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三百八条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。